

技能者表彰実施要領

技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下「規程」という。）第 6 条に基づく卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目について、以下のとおり定める。

1. 推薦を行うことができる者及び推薦範囲

推薦を行うことができる者（以下「推薦者」という。）は（1）から（3）までとし、当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ次のとおりとする。

（1）都道府県知事

当該都道府県の区域内に就業している者

（2）全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人（以下「全国的な事業主団体等」という。）

全国的な事業主団体等を構成する企業に雇用される者等

なお、ここでいう「全国的な事業主団体等」の詳細はアからウまでのとおりである。

ア 「全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体」は、（ア）から（エ）までの全てに該当する団体である。この要件を満たしている場合は、法人格に関わらず（例えば、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、職業訓練法人、各種協同組合等の各般の法人形態のもの、人格なき社団など）、当該団体の構成企業等に雇用される者や構成企業等の事業主等を対象に、推薦を行うことができる。

（ア）現代の名工の表彰対象職業に関わる分野での活動を事業目的とし、

（イ）その事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有し、

（ウ）事業主等を構成員として（これ以外の者を一部含む場合も可）、

（エ）地域に限定されず活動を行う団体。

イ また、法人格が一般社団又は一般財団の団体については、上記アの（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合、特定の都道府県・ブロック等活動地域限定の団体や、いわゆる職能団体等であってもよい。

当該団体は、構成企業等に雇用される者や構成企業等の事業主、構成員たる技能者等を対象に、推薦を行うことができる。

ウ なお、上記ア又はイに該当しないもの、例えば、特定の都道府県、ブロック等に、明確に活動区域、構成員の所在が限定される団体（法人格が一般社団又は一般財団のものを除く。）等は、「全国的な事業主団体等」として推薦を行うことができない。

（3）推薦日時時点で満 20 歳以上の者（以下「一般の推薦者」という。）

就業している全ての技能者

2. 被推薦者

推薦者は、次の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考し、厚生労働大臣に推薦するものとする。

(1) 技能の程度が卓越しており、当該技能において国内で第一人者と目されていること。

(2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。

この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。また、その者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。

(3) 就業を通じて、後進技能者の技能の指導又は教育に携わり、技能者の育成に寄与したこと、技能に関する工夫、改善等によって生産性を向上させたこと等により、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者であること。

(4) 勤務実績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者であること。また、過去（推薦日以前）において 禁錮以上の刑に処せられたことのないこと。

(5) 被推薦者の推薦に係る技能に関し叙勲又は褒章を受けたことがない（叙勲又は褒章の受章予定者も含む。）こと。なお、長年のボランティア活動や人命救助など被推薦者の技能とは異なる理由で、叙勲又は褒章を受けたことがある者は推薦の妨げにはならない。

3. 推薦手続

(1) 被推薦者の選考について

次のアからウまでの推薦者は、真に表彰されることがふさわしい者を別表に定める職種に従って選考し、別に示す期日までに推薦するものとする。

ア 「都道府県知事」による推薦

都道府県知事による推薦数に制限はないが、1つの職種（別表 職業部門、職業分類及び職種（例示）の表中「職種（2）」欄に掲げる職種をいう。）について1名とする。なお、1つの職種について女性を1名以上推薦する場合には、当該職種は2名までとする。

また、推薦に当たっては、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、公平かつ適切に行うこと。

イ 「全国的な事業主団体等」による推薦

全国的な事業主団体等による推薦数は各1名とする。ただし、女性を1名以上推薦する場合には、2名までとする。

また、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、公平かつ適切に行うこと。

ウ 「一般の推薦者」による推薦

一般の推薦者による推薦数は、各1名とする。

推薦者は、その推薦に賛同する者（以下「賛同者」という。）2名の賛同を得て推薦すること（自薦は不可とする。）。

また、推薦者、被推薦者及び2人の賛同者は互いに二親等以内（配偶者を含む。）の親族関係

になく、かつ、賛同者は推薦日時時点で満 20 歳以上であること。なお、「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するために設けたものであることから、この趣旨に合致しない目的や方法による推薦はしないこと。

なお、賛同者が賛同する被推薦者は 1 名とする。

(2) 推薦書類の提出について

別に定める卓越した技能者の表彰に係る留意事項を参照すること。

なお、推薦者及び賛同者の押印は不要とする。

4. 被推薦者の審査

(1) 部門別審査について

技能者表彰審査委員規程（昭和 42 年労働省訓第 8 号）第 3 条第 3 項に定める部門別審査委員は、別表に定める職業部門別に設ける審査委員会において、同表に定める職業部門の表彰を受けることについて被表彰者の適格性を審査し、その結果を厚生労働大臣に報告する。

(2) 総合審査について

技能者表彰審査委員規程第 3 条第 2 項に定める総合審査委員は、部門別審査委員会において審査の終了した被推薦者について、総合審査委員会において総合的な見地から審査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告する。

5. 表彰の実施等

(1) 被表彰者の決定について

被表彰者については、厚生労働大臣が部門別審査委員及び総合審査委員の公正かつ適切な意見を聞いて決定する。

被表彰者の決定については、人材開発統括官から、推薦者が指定した連絡担当者を通じて推薦者に対して通知し、被表彰者に対しては推薦者から通知することとする。

なお、被表彰者の決定については、当該決定に係る人材開発統括官からの通知により示される日までは公表しないこととする。

(2) 表彰の方法等について

表彰式の日程等詳細については被表彰者決定時に推薦者を通じて被表彰者に通知することとする。

(3) 被表彰者としての決定の取消しについて

厚生労働大臣は、被表彰者として決定した者が、公表日までの間に、規程第 2 条各号のいずれかに該当しなくなると認められるときは、被表彰者としての決定を取り消すことができる。

なお、取り消した場合には、推薦者にその旨通知する。

(4) 感謝状の贈呈について

厚生労働大臣は、(3) の規定により、被表彰者としての決定を取り消した者が技能者の育成に寄与するなどの功績を有すると認める場合には、推薦者を通じて感謝状を贈呈することができる。感謝状の様式は、様式 6 のとおりとする。

6. 表彰状等の返納

推薦者は、自らが推薦して表彰された者が、その後に禁錮以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行があったと思料される事案についての情報を入手した場合は、事実確認を行った上、遅滞なく厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係に情報提供すること。

7. 附則

この実施要領は、令和2年12月23日から適用する（令和3年12月23日一部改正）。

職業部門、職業分類及び職種(例示)

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

部門	職業分類	職種(1)	職種(2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製銑工、製鋼工	①製銑工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工 等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶融炉工、②非鉄金属電解工、③半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど) 等
		(3) 鋳物製造工	①鋳物工、②鋳物仕上工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造加熱炉工、②自由鍛造工、③型鍛造工、④手かじ工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延工
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料検査工	①金属材料検査工、②非破壊検査工(金属) 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①打貫工、②金属材料原料工、③金属焙焼工、④鉍石焼結工、⑤粉末冶金成形工、⑥粉末冶金製品製造工 等
2	1 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、仕上機械工、⑤NC旋盤工、⑥NCフライス盤工、⑦マシニングセンタオペレーター、⑧NC金属特殊加工機工 等
		(2) 板金工	①工場板金工 等
		(3) 金属研磨工	①金属手仕上工
3	1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く)、②打抜プレス工、③曲プレス刻印工、④数値制御プレス工 等
		(2) 鉄工、製缶工	①建築鉄工、②造船鉄工、③製缶工 等
		(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ・ばね・金属線製品製造工
		(4) 金属研磨工	①金属材料・製品研磨工
		(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、③腐食彫刻工、④かざり職、⑤けがき工 等
		(6) 金属製品製造工	①金属製家具・建具製造工、②治工具製造工、③金具製造工、④金型製造工、⑤刃物製造工 等
		(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工 等
		(8) その他の金属加工の職業	①ろう付工、はんだ付工、②金型取付工、③金属切断工(刃物によるもの)、④ダイカスト工、⑤機械解体処理工 等
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 金属溶接・溶断工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動溶接・溶断機運転工、④ガス溶接工、⑤ガス切断工 等
		(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工(電気めっきを除く)
4	1 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 一般機械器具組立工	①原動機組立工②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷・製本機械組立工、⑥半導体液晶パネル製造装置組立工、⑦業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工、⑧サービス用・娯楽用機械組立工、⑨機械部品組立工 等
		(2) 一般機械器具修理・検査工	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤一般機械器具検査工 等
	2 計器・光学機械器具組立	(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工

	立・修理の職業	(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計器組立工、②計量器・測定器組立工、③計量計測機器修理工
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具修理工
		(4) レンズ研磨工・加工工	①レンズ研磨工・加工工
		(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡(がんきょう)組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機組立工、⑤望遠鏡組立工 等
5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機・電動機組立工、②配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工、③電気機械部品組立工 等
		(2) 民生用電子・電気機械器具組立工	①民生用電子・電気機械器具組立工 等
		(3) 電気通信機械器具組立工	①無線・有線通信機器組立工、②テレビ・ラジオ組立工 等
		(4) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立工、②電子複写機組立工 等
		(5) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体組立工 等
		(6) 電球・電子管組立工	①電球・電子管組立工
		(7) 電子機器部品組立工	①電子機器用コンデンサ組立工、②プリント基盤組立工、③液晶表示部品組立工 等
		(8) 束線工	①束線工
		(9) 被覆電線製造工	①被覆電線製造工
		(10) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池・蓄電池製造工
		(11) 電気機械器具検査工	①電気機械器具検査工
		(12) 電気機械器具修理工	①電気機械修理工、②電気通信機械器具修理工、③電子応用機械器具修理工、④民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(13) その他の機械組立の職業	①ICカード製造工、②記録媒体製造工、③磁気ディスク製造工、④太陽電池製造工、⑤点火プラグ製造工、⑥内燃機関電装品組立工、⑦燃料電池製造工、⑧光ディスク製造工 等
	2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電・送電員、②変電・配電員、③自家用電気係員
		(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線・敷設作業員
		(3) 配電線架線・敷設作業員	①配電線架線・敷設作業員
		(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線・敷設作業員
		(5) 電気通信設備作業員	①放送装置据付・保守作業員、②通信装置据付・保守作業員、③電話装置据付・保守作業員
		(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付作業員 等
6	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車組立・ぎ装工、②自動車部品組立工
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 輸送用機械器具組立工(自動車を除く)	①航空機組立工、②鉄道車両組立工、③自転車組立工、④船舶ぎ装工 等
		(4) 輸送用機械器具検査工(自動車を除く)	①航空機検査工、②鉄道車両検査工、③自転車検査工、④船舶検査工
		(5) 輸送用機械器具修理工(自動車を除く)	①航空機修理工、②鉄道車両修理工、③自転車修理工、④船舶修理工

		(6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業	①他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）、②他に分類されない輸送用機械器具検査工（自動車を除く）、③他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く）等
7	1 染色・紡糸等繊維製造の職業	(1) 紡織工	①染物・仕上工、②粗紡工、精紡工、③ねん糸工、加工糸工、④織布準備工、⑤織布工、⑥精錬・漂白工、⑦編物工、編立工、⑧フェルト・不織布製造工、⑨つな・あみ製造工等
		(2) 繊維製品製造工	①布裁断工、②パタンナー、③ミシン縫製工（衣服以外）、④特殊ミシン縫製工（衣服以外）、⑤刺しゅう工等
		(3) その他の繊維製品製造・検査の職業	①繊維製品検査工、②繊維製品検査工、③カンバス製品製造工、④毛皮裁断工、⑤寝具仕立工、⑥帆布製品製造工、⑦帽子製造工（布製）、⑧布団綿入工等
8	1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職、④衣服修理工、⑤ミシン縫製工（衣服）、⑥特殊ミシン縫製工（衣服）等
9	1 建設の職業	(1) 大工	①建築大工等
		(2) 型枠大工	①型枠大工等
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員等
	2 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員
		(2) 鉄道線路工事作業員	①鉄道線路工事作業員
	3 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱員
		(2) 石切出作業員	①石切出作業員
		(3) じゃり・砂・粘土採取作業員	①じゃり・砂・粘土採取作業員
		(4) ダム・トンネル掘削作業員	①ダム・トンネル掘削作業員
(5) さく井・ボーリング機械運転工		①さく井・ボーリング機械運転工	
(6) その他の採掘の職業		①支柱員、②抗内運搬員、③選鉱員、④発破員、⑤石油採取機械運転工、⑥天然ガス採取機械運転工等	
10	1 その他の建設の職業	(1) ブロック積工、タイル張工	①ブロック積工、②れんが積工、③タイル張工、④石張工
		(2) 屋根ふき工	①かわらふき工等
		(3) 左官	①左官
		(4) 配管工	①配管工
		(5) 防水工	①防水工
		(6) 建築塗装工	①建築塗装工
		(7) 建築板金工	①建築板金工
		(8) その他の建設の職業	①熱絶縁工、②潜水作業員、③測量作業員、④水道工事検査員、⑤住宅水回り設備取付工等
	2 建設機械運転の職業	(1) 建設機械運転工	①建設用機械車両運転工、②舗装機械運転工等
11	1 農業の職業	(1) 植木職、造園師	①植木職、②造園師等
12	1 窯業製品製造の職業	(1) 窯業製品製造工	①ガラス製品製造工、②れんが・かわら類製造工、③陶磁器製造工、④ファインセラミックス製品製造工、⑤セメント製造工、⑥コンクリート製品製造工（生コンクリートを除く）、⑦生コンクリート製造工、⑧研磨用材製造工、⑨土石製品製造工等
		(2) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工等
		(3) その他の窯業・土石製品製造の職業	①七宝工、②石灰製造工、③石こう製品製造工、④施ゆう工、⑤ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦窯業原料工、⑧るつば製造工等

	2 化学製品製造の職業	(1) 化学製品製造工	①化学繊維工、②石けん・洗剤・油脂製品製造工、③医薬品製造工、④化粧品製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インク製造工 等
		(2) 化学製品検査工	①化学製品検査工 等
		(3) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②顔料製造工、③香料製造工、④殺虫剤製造工、⑤製塩工、⑥線香製造工、⑦農薬製造工、⑧花火師 等
	3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工（たいや成形を除く） ③タイヤ成形工 等
(2) 他に分類されないゴム製品製造工		①ゴム接合工、②ゴムはり工、③ゴム焼付工、④再生ゴム製造工	
(3) プラスチック製品製造工		①プラスチック成形工、②プラスチック切削・研磨工、③プラスチック接合・裁断工、④プラスチック塗布工、⑤原料プラスチック処理工 等	
(4) 他に分類されないプラスチック製品製造工		①プラスチック彫刻工	
(5) ゴム・プラスチック製品検査工		①ゴム・プラスチック製品検査工	
13	1 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 木製品製造工	①製材工、チップ製造工、②合板工、③木工、木彫工、④木製家具・建具製造工、⑤指物職 等
		(2) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
		(3) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種	①い草製品製造工、②稲わら製品製造工、③き柳製品製造工、④げた製造工、⑤竹細工工、⑥とう製品製造工、⑦船大工、⑧麦わら製品製造工、⑨木製運動用品製造工、⑩木製おけ製造工、⑪木製たる製造工、⑫木製曲物製造工 等
	2 パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、紙料工、②紙すき工、③段ボール製造工、④加工紙製造工（段ボールを除く）、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦紙裁断工 等
(2) パルプ・紙・紙製品検査工		①パルプ・紙・紙製品検査工	
(3) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業		①紙加工工、②紙仕上工、③紙製品仕上工、④紙巻取工 等	
	3 印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	①DTPオペレーター、②写真植字機オペレーター、③製版作業員、④とっ（凸）版印刷作業員、⑤オフセット印刷作業員、⑥グラビア印刷作業員、⑦スクリーン印刷作業員、⑧シール印刷作業員、⑨印刷物光沢加工作業員、⑩製本作業員 等
		(2) その他の印刷・製本の職業	①活字製造作業員、②校正作業員、③はく（箔）押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等
	4 革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	①革・革製品製造工
		(2) その他の革・革製品製造の職業	①革打抜き工、②革具加工工、③革靴修理工、④革靴製造工、⑤革裁断工、⑥革サンダル製造工、⑦革スリッパ製造工、⑧革縫製工、⑨製革工、⑩製革仕上工、⑪製革準備工、⑫なめし工 等
14	1 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工 等
		(2) パン・菓子製造	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造
		(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐・油揚げ等製造工、②こんにゃく製造工、③ふ製造工
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②乳酸発酵製品製造工、③アイスクリーム製造工 等
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介干物製造工、③水産ねり物製造工 等

		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工
		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工
		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当・惣菜類製造工
	2 食品原料製造の職業	(1) 精穀工	①精穀工
		(2) 製粉工	①製粉工
		(3) 味そ・しょう油製造工	①味そ製造工、②しょう油製造工
		(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪動植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工 等
	3 飲料・たばこ製造の職業	(1) 飲料・たばこ製造工	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工 等
		(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工④飲料・たばこ検査工 等
15	1 生活衛生のサービス	(1) 理容師	①理容師
		(2) 美容師	①美容師
		(3) 美容サービス職	①着付師、②エステティシャン、③ネイリスト 等
16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤給食調理人 等
		(2) バーターンダー	①バーターンダー
		(3) 飲食物給仕係	①配ぜん人、②ウェイター・ウェイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ 等
17	1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①内張工、②表具師
		(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工、 等
		(3) 畳工	①畳工 等
		(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工
		(5) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工 等
18	1 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工 等
		(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工
		(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール貼付作業員 等
		(5) その他の生産関連・生産類似の職業	①写図工、②現図工
19	1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	①かばん・袋物製造工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤ほうき、ブラシ製造工、⑥漆器工、⑦貴金属・宝石・甲・角細工工、⑧運動具製造工、⑨筆記用具製造工 等
		(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①げた製造工、②木製運動用品製造工、③印判師、④うちわ製造工、⑤喫煙具製造工、⑥獣皮剥工、⑦製氷工、⑧ちょうちん製造工、⑨と畜作業員、⑩ファスナー製造工、⑪マッチ製造工、⑫有機肥料製造工（鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、⑬洋がさ製造工、⑭彫金工（工芸的なもの）、⑮装てい師、フラワーデザイナー、⑯装身具等身の回り品検査工 等
20	1 定置機関・機械運転の職業	(1) ボイラーオペレーター	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機運転工	①クレーン運転工、②巻上機・コンベア運転工

	(3) ポンプ・送風機。圧縮機運転工	①ポンプ・送風機・圧縮機運転工
	(4) その他の定置機関・機械運転の職業	①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛工、④下水処理施設設備操作員、⑤ごみ焼却設備操作員、⑥し尿処理設備操作員、⑦浄水場設備操作員 等
2 開発技術者	(1) 開発技術者	①原子力技術者（開発）、②鉱山開発技術者、③探鉱開発技術者、④織布開発技術者、⑤染色開発技術者、⑥探鉱開発技術者、⑦紡績開発技術者 等
3 情報処理技術・通信技術の職業	(1) システム設計技術者	①システム設計技術者
	(2) ソフトウェア開発技術者	①ソフトウェア開発技術者（WEB・オープン系）、②ソフトウェア開発技術者（組込・制御系）、③ソフトウェア開発技術者（汎用機系）、④プログラマー 等
	(3) システム運用管理者	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュリティエンジニア 等
	(4) 通信ネットワーク技術者	①通信ネットワーク技術者 等
4 その他の生活、衛生サービスの職業	(1) クリーニング工	①クリーニング工、②クリーニング仕上工
	(2) 洗張職	①洗張職
	(3) その他の清掃の職業	①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業員、③道路清掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作業員、⑥し尿汲取作業員、⑦産業廃棄物収集作業員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫防除作業員、⑩乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等
5 その他	1～19部門及び20部門の1～4に属さない技能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等

(様式1の1)

文書番号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 あて

〇〇知事

令和 年度卓越した技能者の表彰に係る推薦について

標記について、別添名簿（様式第2の1）に記載の者は、「卓越した技能者」としてふさわしい技能者であると認められますので、関係書類を添えて推薦いたします。

(様式1の2)

令和 年 月 日

厚生労働大臣 あて

団体代表

令和 年度卓越した技能者の表彰に係る推薦について

標記について、別添名簿（様式第2の2）に記載の者は、「卓越した技能者」としてふさわしい技能者であると認められますので、関係書類を添えて推薦いたします。

(様式1の3)

令和 年 月 日

厚生労働大臣 あて

推薦者

住所

〇〇〇 (氏名)

令和 年度卓越した技能者の表彰に係る推薦について

標記について、別添名簿（様式第2の3）に記載の者は、「卓越した技能者」としてふさわしい技能者であると認められますので、関係書類を添えて推薦いたします。

令和 年度卓球した技能者の表彰 担当者登録票(都道府県)		担当者氏名		住所		メールアドレス		備考	
都道府県 番号	都道府県 担当部署	担当者氏名	担当部署	〒	住所	メールアドレス	備考	〒	住所

留意事項

- 登録内容に変更があった場合は、本様式をその都府提出すること。
- セル内改行(ALT+ENTER)は使用しないこと。
- 担当者は複数人登録すること。
- メールアドレスは原則、複数人で確認できる共有アドレスを登録すること。
共有アドレスの登録が不可能な場合は、複数名分のメールアドレスを登録すること。
複数のアドレスを登録する際は、メールアドレスの間を半角セミコロンの(;)で区切ること。

記入例

都道府県 番号	都道府県 担当部署	担当者氏名	担当部署	〒	住所	メールアドレス	備考
00	〇〇県 〇〇部□□課△△係	技能 太郎、卓越 推子		***-****	東京都千代田区霞が関1-2-2	kyoyuu-address@****.jp;gho- tarof****.jp,takuettsu-suko@****.jp	R4.4/担当者およびアドレス変更:厚労 技夫一卓越 推子、共有アドレス追加

令和 年度 卓越した技能者の表彰 担当者登録票(全国的な事業主団体)

(様式2の2)

部門	職種(2)	被推薦者名	団体名	〒	住所	電話番号	FAX	連絡担当者	メールアドレス	被推薦者数	備考

留意事項

- 登録内容に変更があった場合は、本様式をその都度提出すること。
- セリフ改行(ALT+ENTER)は使用しないこと。
- 担当者はできる限り複数人登録すること。
- メールアドレスはできる限り複数人で確認できる共有アドレスを登録すること。
共有アドレスの登録が不可能な場合は、可能な限り複数名分のメールアドレスを登録すること。
複数のアドレスを登録する際は、メールアドレスの間を半角セミコロンの(;)で区切ること。
- 女性を含んだ2人を推薦する場合は2行分記入すること。その際、推薦団体名以下は略さずに記入すること。

記入例

部門	職種(2)	被推薦者名	推薦団体名	〒	住所	電話番号	FAX	連絡担当者	メールアドレス	被推薦者数	備考
	5 〇〇工	被推薦 太郎	一般社団法人 日本〇〇〇〇会	****	東京都〇〇区〇〇1-2-2 〇〇ビル15階(株 式会社〇〇内)	03-****-**** (内線****)	03-****-****	連絡 二郎、広和 裕彦	kyouyuu-address@***jprenaku- jro@***jpidenwa-surucoz@***.jp	2	
	5 △△技師	推薦 翠子	一般社団法人 日本〇〇〇〇会	****	東京都〇〇区〇〇1-2-2 〇〇ビル15階(株 式会社〇〇内)	03-****-**** (内線****)	03-****-****	連絡 二郎、広和 裕彦	kyouyuu-address@***jprenaku- jro@***jpidenwa-surucoz@***.jp	2	

令和 年度卓越した技能者の表彰 担当者登録票(一般)	被推薦者名		推薦者名	連絡担当者	〒	連絡先住所	連絡先電話	連絡先FAX	メールアドレス
部門 職種(2)	被推薦者名	被推薦者名	推薦者名	連絡担当者	〒	連絡先住所	連絡先電話	連絡先FAX	メールアドレス

留意事項

1. 登録内容に変更があった場合は、本様式をその都度提出すること。
2. セル内改行(ALT+ENTER)は使用しないこと。
3. 電話番号およびメールアドレスは必ず日中に連絡がつくものを登録すること。
種数のアドレスを登録する際は、メールアドレスの間を半角セミコロンの(:)で区切ること。
4. FAXが無い場合は連絡先FAX欄に「無し」と記入すること。
5. 推薦者と別に連絡担当者がいる場合、連絡担当者欄に氏名を記入すること。
連絡担当者に役職がある場合は役職名も記入すること。

記入例

部門 職種(2)	被推薦者名	推薦者名	連絡担当者	〒	連絡先住所	連絡先電話	連絡先FAX	メールアドレス
11 〇〇工	被推薦者名 被推薦 技部	推薦者名 推薦 摺造	連絡担当者 秘書 連絡 取人	***-****	東京都〇〇区〇〇1-2-3 〇〇マンション 〇〇号室	03-****-****、 090-****-****	03-****-****	suisen-suruzou@****.jprenraku- toruhito@****.jp

調書（１）都道府県

(様式3の1)

令和4年11月1日 現在

都道府県番号	-	推薦都道府県名	職業部門番号		職種名（１）	職種名（２）	氏名・現就業先事業所名の外字		
ふりがな			性別		職歴		在職期間（年月日）	在職年月数	
氏名							～		
生年月日			年齢				～		
現住所									
〒									
都道府県									
市区町村									
TEL									
就業地									
事業所名									
事業所全体の従業員数									
所在地									
〒									
都道府県									
市区町村									
TEL									
							在職期間 計		
							重複期間を除く在職期間 計		
現職については、令和4年11月1日をもって終期とすること。									
表彰歴			有無	表彰の概要				取得年月	
	大臣表彰								
	知事・行政機関の局長表彰								
	全国レベルの業界団体表彰								
	その他								
免許・資格等			有無	免許・資格等の概要				取得年月	
	職業訓練指導員免許								
	技能検定委員								
	特許・実用新案等								
大会入賞歴等		認定年度		業種		職種		技能士の名称	取得年月
	高度熟練技能者								
	ものづくりマイスター								
	全技連マイスター								
		開催回		参加職種		順位			
	技能グランプリ								
	技能五輪国際大会入賞歴								
	技能五輪全国大会入賞歴								

調書（２）都道府県

(様式 3 の 1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（１）	職種名（２）	ふりがな	
-					被推薦者氏名	
過去の５年の推薦回数		推薦者及び推薦理由	（所在地又は住所）			
年度			〒			
年度			都道府県			
年度			市区町村			
年度			（推薦都道府県知事名）		TEL	
年度						
計 回						
推薦順位等			（推薦理由）			
選考対象者総数						
推薦総数						
推薦順位						
卓越した技能の概要						
技能の概要		功績・貢献の概要		後進指導育成の概要		現役性

調書（3）都道府県

(様式3の1)

都道府県番号	都道府県名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	
-					被推薦者氏名	
卓越した技能の概要（続き）						
技能の概要		功績・貢献の概要		後進指導育成の概要		現役性

調書（１）団体

(様式 3 の 2)

令和4年11月1日 現在

	推薦団体名	職業部門番号		職種名（１）	職種名（２）		
ふりがな 氏名		性別		職歴		在職期間（年月日）	在職年月数
生年月日		年齢				～	
現住所 〒 都道府県 市区町村 TEL						～	
就業地 事業所名					～		
事業所全体の従業員数					～		
所在地 〒 都道府県 市区町村 TEL					～		
						在職期間 計	
						重複期間を除く在職期間 計	
現職については、令和4年11月1日をもって終期とすること。							
表彰歴		有無	表彰の概要				取得年月
	大臣表彰						
	知事・行政機関の局長表彰						
	全国レベルの業界団体表彰						
	その他						
免許・資格等		有無	免許・資格等の概要				取得年月
	職業訓練指導員免許						
	技能検定委員						
	特許・実用新案等						
大会入賞歴等		認定年度	業種	職種	技能検定	技能士の名称	取得年月
	高度熟練技能者						
	ものづくりマイスター						
	全技連マイスター						
		開催回	参加職種	順位			
	技能グランプリ						
	技能五輪国際大会入賞歴						
	技能五輪全国大会入賞歴						

調書（3）団体

(様式3の2)

推薦団体名	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	
				被推薦者氏名	
卓越した技能の概要（続き）					
技能の概要	功績・貢献の概要	後進指導育成の概要	現役性		

調書（１）一般

(様式 3 の 3)

令和4年11月1日 現在

		職業部門番号		職種名 (1)		職種名 (2)				
ふりがな 氏名		性別		職歴				在職期間 (年月日)		在職年月数
生年月日		年齢						~	~	
現住所								~	~	~
〒								~	~	~
都道府県								~	~	~
市区町村								~	~	~
TEL								~	~	~
								~	~	~
就業地								~	~	~
事業所名								~	~	~
事業所全体の従業員数								~	~	~
								~	~	~
所在地								~	~	~
〒								~	~	~
都道府県								~	~	~
市区町村								~	~	~
TEL								~	~	~
								~	~	~
				在職期間 計						
				重複期間を除く在職期間 計						
現職については、令和4年11月1日をもって終期とすること。										
表彰歴		有無	表彰の概要						取得年月	
	大田表彰									
	知事・行政機関の局長表彰									
	全国レベルの業界団体表彰									
	その他									
免許・資格等		有無	免許・資格等の概要						取得年月	
	職業訓練指導員免許									
	技能検定委員									
	特許・実用新案等									
大会入賞歴等		認定年度	業種	職種			技能士の名称		取得年月	
	高度熟練技能者									
	ものづくりマイスター									
	全技連マイスター				技能検定					
		開催回	参加職種	順位						
	技能グランプリ									
	技能五輪国際大会入賞歴									
	技能五輪全国大会入賞歴									

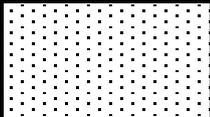
調書（２）一般

(様式 3 の 3)

	職業部門	職種名（１）	職種名（２）	ふりがな	
				被推薦者氏名	
過去の５年の推薦回数		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>推薦者の所属先</p> <p>推薦者氏名 TEL</p> <p>〒 住所：都道府県 住所：市区町村以下</p> <hr/> <p>賛同者①の所属先</p> <p>賛同者①氏名 TEL</p> <p>〒 住所：都道府県 住所：市区町村以下</p> <hr/> <p>賛同者②の所属先</p> <p>賛同者②氏名 TEL</p> <p>〒 住所：都道府県 住所：市区町村以下</p> <hr/> <p>(推薦理由)</p> </div>			
年度					
計	回				
卓越した技能の概要					
技能の概要	功績・貢献の概要	後進指導育成の概要	現役性		

調書（3）一般

(様式3の3)

	職業部門	職種名（1）	職種名（2）	ふりがな	
				被推薦者氏名	
卓越した技能の概要（続き）					
技能の概要	功績・貢献の概要		後進指導育成の概要		現役性

(様式4)

職業部門		被推薦者氏名		撮影年月日	
------	--	--------	--	-------	--

写真添付欄

写真添付の際の留意事項（本様式使用の際は本記述を削除してから写真を添付すること。）

- ・審査委員会での審査の参考とするため、調書（2）～（4）に記載した技能・功績等が具体的に分かる作品の写真や作業風景等の写真を「写真添付欄」内に添付し、写真の内容についての説明を「写真説明」欄に簡潔に記入すること。なお、各調書の内容と関連性が低いと審査委員会で判断された写真は、審査の参考とはしない可能性があることに留意されたい。
- ・被推薦者本人と分かる直近1年以内に撮影された作業風景の写真を最低1枚以上添付すること。
- ・写真の枚数に制限はないが、写真様式は計10枚以内とすること。写真は必ず写真添付欄内に収め、本ファイルを含む推薦書類の合計サイズが被推薦者1人につき指定された容量以内となるよう、適宜トリミング部分の削除や不鮮明にならない範囲での画像圧縮等を行うこと。
- ・本様式のレイアウト変更（各欄の場所移動やサイズの変更等）はしないこと。
- ・改善事案等の功績を記載する場合、写真に代えて図表を添付しても差し支えない。

写真説明	
------	--

職業部門		被推薦者氏名		撮影年月日	
------	--	--------	--	-------	--

写真添付欄

写真説明	
------	--

(様式5)

専門用語集

用語	ふりがな	内 容

※必要に応じ画像や図表を添付してもよい。ただし、本ファイルを含む推薦書類の合計サイズが被推薦者1人につき指定された容量以内となるよう、適宜トリミング部分の削除や不鮮明にならない範囲での画像圧縮等を行うこと。

※提出書類中に解説を要する専門用語が1つも無い場合は「無し」と記入し提出すること。ただし、その場合は本当に解説が必要な用語が1つも無いかよく確認すること。

(様式6の1)

推薦理由書

1. 被推薦者

ふりがな 氏名	-----	男・女	生年月日
			明大昭平 年 月 日 (歳)
現住所	〒 -		TEL - -

2. 推薦者の推薦理由 (具体的に記入すること。)

--

3. 推薦者の氏名等

ふりがな 氏名	-----	男・女	年齢	推薦書提出年月日
			満 歳	令和 年 月 日
主要経歴	1 自営業 4 団体職員 7 学生 2 会社経営者 5 公務員 8 その他 () 3 会社員 6 主婦			被推薦者との関係
	現住所			TEL - - FAX - - E-mail

4. 推薦者の署名

私は、以下に続く2名の賛同を得て、上記推薦理由により、 氏を卓越した技能者の表彰の候補者としてふさわしい者として推薦します。

署名 _____

以下、賛同者①の項目に続く。

(様式6の2)

賛同理由書①

1. 被推薦者及び推薦者の氏名

被推薦者		推薦者	
ふりがな		ふりがな	
氏名		氏名	

2. 賛同者①の賛同理由（具体的に記入すること。）

--

3. 賛同者①の氏名等

ふりがな	氏名	男・女	年齢	推薦者との関係
			満歳	
現住所	〒	-	TEL	被推薦者との関係
			-	

4. 賛同者①の署名

私は、 氏が、 氏を卓越した技能者の候補者として推薦することについて、上記理由により賛同します。

署名 _____

以下、賛同者②の項目に続く。

(様式6の2)

賛同理由書②

1. 被推薦者及び推薦者の氏名

被 推 薦 者		推 薦 者	
ふりがな 氏 名	-----	ふりがな 氏 名	-----

2. 賛同者②の賛同理由（具体的に記入すること。）

--

3. 賛同者②の氏名等

ふりがな 氏 名	-----	男・ 女	年 齢	推薦者との関係
			満 歳	
現 住 所	〒 -	TEL - -	被推薦者との関係	

4. 賛同者②の署名

私は、 氏が、 氏を卓越した技能者の候補者として推薦することについて、上記理由により
賛同します。

署名 _____

※全てのチェック欄に必ずチェックして添付してください。

都道府県名／団体名

【都道府県知事又は全国的な事業団体等による推薦】提出書類チェック表

--

必要書類	
○書類作成前のチェック	
「都道府県名／団体名」を記載。	<input type="checkbox"/> 記入済
○推薦書類	
(1) 【推薦書】(様式1の1)(様式1の2)	<input type="checkbox"/> 添付済
(2) 【担当者登録票】(様式2の1)(様式2の2)	<input type="checkbox"/> 添付済
(3) 【調書】(様式3の1)(様式3の2)	<input type="checkbox"/> 添付済
(4) 【写真】(様式4) ・様式10ページ以内である。 ・別に指定された期間内に撮影された作業風景写真が1枚以上ある。	<input type="checkbox"/> 添付済
(5) 【専門用語集】(様式5) ・調書や写真様式内に解説が必要な用語が一つも含まれていない場合は「無し」と記入してある。	<input type="checkbox"/> 添付済
(6) 【住民票の写し】 ・推薦書類記載の被推薦者氏名及び生年月日は住民票に記載されているものと一致している。	<input type="checkbox"/> 添付済
(7) 【その他の資料】(表彰等) ・調書(1)の「表彰歴」「職業訓練指導員免許の取得歴又は技能検定委員の委嘱歴等」「大会入賞歴等」「技能検定」欄に記載したのものについて、確認資料を全て添付した。	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 不 要(※記載無し)
(8) 被推薦者本人に、技能に関し叙勲又は褒章の受賞経験(受賞予定も含む。)が無いことを確認。	<input type="checkbox"/> 確認済
(9) 被推薦者氏名・被推薦者の現就業先事業所名にパソコンで変換できない外字や特殊文字が含まれる場合、当該文字の画像データを添付した。	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 外字等は含まれていない
(10) 被推薦者1名分のすべての推薦書類をパスワード付きZIPにより圧縮して1つのファイルにした。 ・複数名を推薦する場合は被推薦者ごとにパスワード付きZIPを作成し、人数分のパスワード付きZIPファイルができており、複数名の推薦書類が混ざっていない。 ・ファイルサイズは被推薦者1人につき別に指定したサイズ以内である。	<input type="checkbox"/> 圧縮済

※全ての項目に☑が付いていることを確認し、メール1通の添付ファイルの合計サイズは別に指定したサイズ以内にして提出すること。全ての提出書類送信後に、添付ファイルを付けない別メールにて、何通に分けて送ったか明記した上で解凍用パスワードを送信すること。

※全てのチェック欄に必ずチェックして添付してください。

推薦者名

【一般の推薦者による推薦】 提出書類チェック表

必要書類	推薦者名
○書類作成前のチェック	
「推薦者名」を記載。	<input type="checkbox"/> 記入済
○推薦書類	
(1) 【推薦書】(様式1の3)	<input type="checkbox"/> 添付済
(2) 【担当者登録票】(様式2の3)	<input type="checkbox"/> 添付済
(3) 【調書】(様式3の3)	<input type="checkbox"/> 添付済
(4) 【写真】(様式4) ・様式10ページ以内である。 ・別に指定された期間内に撮影された作業風景写真が1枚以上ある。	<input type="checkbox"/> 添付済
(5) 【専門用語集】(様式5) ・調書や写真様式内に解説が必要な用語が一つも含まれていない場合は「無し」と記入してある。	<input type="checkbox"/> 添付済
(6) 【推薦理由書】(様式6の1) ・「TEL」「E-mail」は日中に連絡がつくものとなっている。 ・被推薦者・推薦者・2名の賛同者は互いに二親等以内の親族ではない。	<input type="checkbox"/> 添付済
(7) 【賛同理由書】(様式6の2) ・2名分を添付してある。 ・「賛同者①の氏名等」「賛同者②の氏名等」について、それぞれ「TEL」「E-mail」は日中に連絡がつくものとなっている。 ・被推薦者・推薦者・2名の賛同者は互いに二親等以内の親族ではない。	<input type="checkbox"/> 添付済
(8) 【住民票の写し】 ・推薦書類記載の被推薦者氏名及び生年月日は住民票に記載されているものと一致している。	<input type="checkbox"/> 添付済
(9) 【その他の資料】(表彰等) ・調書(1)の「表彰歴」「職業訓練指導員免許の取得歴又は技能検定委員の委嘱歴等」「大会入賞歴等」「技能検定」欄に記載したものについて、確認資料を全て添付した。	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 不要(※記載無し)
(10) 被推薦者本人に、技能に関し叙勲又は褒章の受賞経験(受賞予定も含む。)が無いことを確認。	<input type="checkbox"/> 確認済
(11) 被推薦者氏名・被推薦者の現就業先事業所名にパソコンで変換できない外字や特殊文字が含まれる場合、当該文字の画像データを添付した。	<input type="checkbox"/> 添付済 <input type="checkbox"/> 外字等は含まれていない
(12) 被推薦者1名分のすべての推薦書類をパスワード付きZIPにより圧縮して1つのファイルにした。 ・ファイルサイズは別に指定したサイズ以内である。	<input type="checkbox"/> 圧縮済

※全ての項目に☑が付いていることを確認して提出すること。全ての提出書類送信後に、添付ファイルを付けない別メールにて、解凍用パスワードを送信すること。
電子メールでの提出が困難な場合、全ての提出書類を別に示す宛先に推薦期間内に郵送すること。

技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号）

（目 的）

第一条 この規程は、卓越した技能者を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重の
気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

（表彰者及び被表彰者）

第二条 表彰は、厚生労働大臣が、次の各号のすべてに該当する者について行う。

- 一 きわめてすぐれた技能を有する者
- 二 現に表彰に係る技能を要する職業に従事している者
- 三 技能を通じて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- 四 他の技能者の模範と認められる者

（表彰の方法等）

第三条 表彰は、毎年 1 回、表彰状、卓越技能章及び褒賞金を授与して行うものとする。

- 2 表彰状の様式は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 卓越技能章は、盾及び徽章とし、その形状及び制式は、別表第 2 のとおりとする。

（被表彰者の選定）

第四条 表彰を受ける者は、都道府県知事、全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくは
はその連合体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他当該表彰を受ける者の
推薦に当たる者が推薦した者のうちから、厚生労働大臣が選定する。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規程により選定を行うに当たっては、これを公正かつ適
切に行うため、技能者表彰審査委員の意見をきくものとする。
- 3 技能者表彰審査委員に関し必要な事項は、別に定める。

（表彰状等の返納）

第五条 厚生労働大臣は、第三条に規定する表彰状及び卓越技能章を授与された者が、禁
錮以上の刑に処せられ、又は被表彰者としてふさわしくない非行のあったときは、
これを返納させることができる。

（細 目）

第六条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細目は、厚生労働省
人材開発統括官が定める。

表彰状

（被表彰者氏名）殿

あなたは卓越した技能をもつて労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与し技能者の模範と認められるので卓越技能章を授与して表彰します

令和 年 月 日

厚生労働大臣

氏名 印

別表第2

卓越技能章（盾）の形状

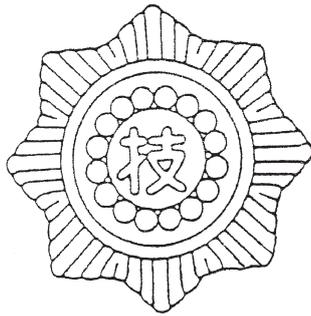


卓越技能章（盾）の制式

地	質	木材及び金属
大	き	さ
		たて二十八センチメートル よこ二十二センチメートル
地	は	だ
		黒うるしつやけし仕上げ
中	央	の
	金	属
	部	
		銀めっきいぶし仕上げ
卓	越	技
	能	章
	の	部
		銀めっきみがき仕上げ
プ	レ	ー
	ト	の
	部	
		銀めっきつやけし仕上げ

卓越技能章（徽章）の形状

表 面



裏 面



卓越技能章（徽章）の制式

地	質	土台純銀、のせこ金
大	き	さ
		直径十五・五ミリメートル
表 面	文 字 の 部	金仕上げ
	小 花 の 部	銀仕上げ
	輪 の 内 側 の 部	銀古美仕上げ
	輪 の 部	銀みがき仕上げ
	花 弁 の 部	金めっきみがき仕上げ
裏	面	金めっきみがき仕上げ

技能者表彰審査委員規程（昭和 42 年労働省訓第 8 号）

（設 置）

第一条 技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号以下「表彰規程」という。）に基づく表彰を受ける者の選定を公正かつ適切に行うため、厚生労働省人材開発統括官の下に技能者表彰審査委員（以下「委員」という。）を置く。

（委 嘱）

第二条 委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が委嘱する。

（委員の種類及び職務）

第三条 委員は、総合審査委員及び部門別審査委員とする。

- 2 総合審査委員は、部門別審査委員の審査を経た被表彰候補者について、総合的な見地から表彰を行うことの適否を審査して、厚生労働大臣に意見を具申する。
- 3 部門別審査委員は、その担当する職業部門に係る被表彰候補者について、表彰を行うことの適否を審査して、厚生労働大臣に意見を具申する。

（任 期）

第四条 委員の任期は、2 年とする。ただし、厚生労働大臣が必要と認めるときは、その途中で解嘱することができる。

- 2 委員は非常勤とする。

（秘密を守る義務）

第五条 委員及び委員であった者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）の定めるところにより、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

（その他の事項）

第六条 この規程に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、厚生労働省人材開発統括官が定める。

感謝状

(氏名) 殿

あなたは優れた技能をもって
労働者の福祉の増進及び産業
の発展に寄与されその功績は
誠に顕著であります
よつてここに感謝の意を表し
ます

令和 年 月 日

厚生労働大臣 (氏名)

印